

ない。領海又は河川に於ける港灣の水域は港灣の公用廢止と同時に私有水面と爲るのではなくして領海たる公共物に復歸する。故に之を私有水面たらしめむとするには領海の公用廢止を必要とするのは勿論である。水域に非ざる港灣構成物の公用を廢止した場合に於て、其の土地物件が國有に屬する場合は國有財産法に所謂雜種財産と爲るから同法の規定に依つて處分することを要し、河川法に關係なき河川の廢川敷地處分に付説明した所と同一である。

第六節 港灣行政の監督

港灣に關する事務を内務大臣が主管することは内務省官制の定むる所に依つて明かであるが、港灣の利用に關する事務に付いては必ずしも内務大臣の権限に屬せずして大藏、逓信、鐵道大臣の主管に屬する事項も尠くない。併しながら本來の港灣及其の港灣を維持すべき附屬物を固有の港灣と解するから、此の意味に於ける港灣に關する事項は内務大臣の主管に屬する。

其の行政の執行に付内務大臣の認可を受くべき事項は大正十一年内務省訓令第六號の定むる所である。即ち(一)國內港灣中最も重要な地位を占むる東京港外三十八港灣に關する新築改築除却工事であつて、豫め稟伺省略の認可を受けたものの外は、地方長官自ら執行すると私人の出願を許可するものたるを問はず總て内務大臣の認可を受くことを要し、是等の港灣ではないが内務大臣の指定する港灣に關する新築改築除却工事であつて、其の港灣の利用に著しき影響を及ぼすの虞ある工事及前記港灣以外の港灣の全部若は一部に付大體に互る一定の計畫に基き施行する改良工事も亦認可を受くことを要する(同訓令第二條)。(二)前記東京港外三十八港灣及指定港灣に關し使用料を徵收することを特許する場合に在つては、認可を受くことを要し(同第三條)、前記東京港外三十八港灣及指定港灣以外の港灣に關する費用を府縣費の支辨と爲し又は其の支辨を廢止せむとする場合に在つても亦、其の港灣が府縣費の負擔と爲すべき價值ありやを審査するが爲に認可を必要とする(同第四條)。

第六章 運 河

第一節 總 論

第一目 緒 言

水運の距離を短縮し河海湖沼から遠隔の地に航路を延長し、船舶航行の利便を與ふることは交通經濟上得策とする所であつて、我國に於ても古くから此の種事業の計畫されたものが尠くない。彼の平清盛が開鑿した總戸瀬戸の如き、或は角倉了以が開設した高瀬川の如き何れも人口に膾炙せらるゝ所である。其の他名君の施設した土木工事にして一種の運河作用を爲すものも亦尠くない。明治維新以後に於ては新式の型態を持つ運河が開設さるゝやうに爲つたが、之に關する法制完備せず一般土木事業として取扱はれ、運河を開設し使用料を徵收せむとするも曩に説明した明治四年十二月太政官布告第六百四十八號の規定に依つて公物無償使用主義の下に規律されたのである。即ち運河開設に要した元資を銷却する範圍に於て使用料を徵收することを認め其の開設を特許する制度であつて、營利事業として經營するを許さなかつたから此の種事業の發達を阻害する嫌があつた。然るに大正元年第三十回帝國議會に衆議院議員漆昌嚴氏より、私設運河法案を提出し、運河事業を營利主義の下に經營せしめ其の事業の保護發達を計らむとした。衆議院に於ては原案に一部の修正を加へ之を可決し、貴族院に於ても亦其の一部を修正し兩院の議決を経て大正二年四月法律第十六號を以て現行運河法の制定を觀、大正二年十二月一日より施行さるゝに至つたのである。併しながら新法制定後に於て開設された運河は殆ど無く運河事業の不振は新法制定の趣旨を裏切るの感がある。然るに運河法制定前に於て免許を受けた運河は免許條件に依つて其の敷地は總て官有に歸し新運河法の採用した敷地私有主義の利益に均霑せないから是等官有に歸した敷地は運河經營者に下附するの途を開き(第二十條)、大正四年法

律第三號を以て一部改正され現在に至つたものである。現在に於て運河法の規定に依る運河は京都府琵琶湖疏水運河、鴨川新運河、大阪府大阪運河、天寶山運河、神奈川県京濱運河、兵庫縣兵庫運河、静岡縣濱松堀留運河、富士運河、蒲原新水道、千葉縣利根運河の十運河であつて、我國運河の交通界に於ける効果は微微たるものである。之を他の交通機關たる鐵道や軌道の發達せるに不拘左程發達しない原因は奈邊にあるかを考察すると、矢張り我國の地勢が是が事業の施設を許さない點に在る。併しながら場所に依つては運河の利を擧げ得べき箇所が尠くない。現に都市計畫として名古屋市京都市大阪市等に於て計畫されてゐる如き即ち夫れである。

第二目 運河の意義

運河法に於て運河と稱するは一般運送の用に供する目的を以て内務大臣の免許を受け開設した運河を言ふ(第一條)。故に運河は一般運送の用に供することを要件とする。一般運送の用に供することは軌道に就き説明した所と同一であるが、軌道の經營は其の設備に依つて旅客貨物の運送を目的とするに反し、運河の經營は一般船舶の航行に使用せしむることを目的とする點に於て兩者相異なる。即ち運河は一般船舶の航行に供せらるゝものであるに不拘運河法が一般運送の用に供する旨を規定したのは甚しい間違である。固より運河法に於ては如何なる設備が運河なりやを規定しないが故に法律上に於ける運河の觀念を捕捉することは困難であるが、普通に運河と稱するときは人工を以て水を通じ舟楫の便に供する水路を言ふのであるから運河法の目的とする運河も亦此の意義に外ならない。然るに尙一般運送の用に供すと言ふが如きは當らないのである。河川も亦水を通じ舟楫の便に供するものであるから人工を以て開設した河川も亦運河のやうであるが、河川の目的は既に述べた如く獨り舟運に止るものにあらざるを以て其の目的に依つて兩者を區別することが出来るのである。故に運河と人工的河川との區別標準を、

人工開鑿を常態とするや否やに求めむとする如きは誤である。運河は其の構造又は使用の點よりして之を種々に分類することが出来る。内陸に於て湖河を連絡するもの、内陸の地を海に連ぬるもの及地峽を開鑿して兩洋の水を通するもの等に分類することが出来る。又運河を航行する船舶の種類からして海路運河と國內運河とに區別することも出来るが是等は何れも法律上に於ける區別ではない。

第二節 運河の免許及工事

第一目 運河の免許

運河を經營せむとするときは内務大臣の免許を受くることを要する(第一條)。其の免許の申請書には(1)起業目論見書(一)起業の目的及理由、(二)運河の名稱及主たる事務所設置地、(三)事業資金の總額及財源、(四)運河の起點終點及經過地名、(五)運河の延長、底幅及水深、(六)運河を通航すべき最大舟袋の長、幅及吃水並航行の方法、(七)工事施行期間、(八)事業經營期間を記載することを要す(施第條)(2)運河豫測圖(平面圖、縦斷面圖及橫斷定規圖の三種とし(一)平面圖は縮尺二萬分一以上とし運河の中心線、閘門、水門、隧道、物揚場、乗降場、繫船場、船溜、待避場等の位置並附近の鐵道、軌道、重要な道路、水流、水面等の位置及名稱を記載し運河中心線の距離は六町毎に記入することを要す(二)縦斷面圖は縮尺は距離を二萬分の一以上、高を二百分の一以上とし、地盤及運河底敷の高位、諸水位並平面圖に示したる各種工作物の位置を記載し距離は六町毎に記入することを要す(三)橫斷定規圖は縮尺は二百分の一以上として縦横の各寸法を記入することを要す、其の他運河豫測圖には運河經過地の地勢、水路選定の理由並運河及附近の鐵道、軌道、重要な道路、水流、水面、社寺、公園、名所、舊蹟等との關係を説明し(4)開設費概算書(開設費總額を測量費、たる書類を添附することを要す(施第三條)(監督費、用地費、土工費、閘門費、水門費、隧道費、橋梁費、通信信號設備費、建物費、船舶費、器具)(4)事業上の收支概算書(収入及支出の總額、内譯並其の計算の基く所を示し且事業資金に對する純益の割合を記載することを要す(施第五條))を添附することを要する。其の出願が組合組織に依つて事業を經營する場合に在つては其の組合契約書の謄本、會社發起人に在つては定款の謄本、會社に在つては其の會社の登記及定款の謄本並運河事業經營に關する株主總會の決議録若は總社員の同意書の謄本、公共團體に在つては其の團體の運河事業經營に關する決議書の謄本を添附することを要す(施第一條)。免許は運河經營權を設定する處分であるから之を與ふるや否やは主務大臣の自由裁量處分に屬し、運河の開設が唯だ公益上障害ありや否やに付いてのみ判斷すべきでなく、其の事業の効果及公益上の見地に基き

て可否を決定すべきは軌道の特許する場合と同一である。唯だ運河の如き地方に於ける一般交通を目的とする施設は成るべく之を公共團體をして經營せしむるを以て交通政策上得策とするが故に、私人の出願に對しては之に關する關係市區町村の意見を斟酌し、起業は成功の見込ありや否や、申請者の信用及資産を以てして事業を遂行する可能性ありや否を審査し、運河開設の爲治水及交通上其他關係地方に及ぼすべき影響を判斷するの必要ある故に是等の事項は地方長官をして調査せしめ(大正二年内務省訓令第七三二號)、之を基礎として免許の可否を決定するのである。

第二目 運河の工事施行

内務大臣の免許は運河實施權を伴ひ、免許處分には工事設計の認可を申請すべき期限を附することを要し、免許を受けたものは此期限内に工事設計の認可を地方長官に申請することを要する(第二條)。若し此期限内に工事設計の認可を申請すること能はざるときは正當の事由ある場合に限り其の伸長を許可せられる(第十三條)。若し此許可を得ざる場合に於ても免許は當然失效するのではなく第十七條の規定に依り免許を取消さるゝ迄は效力を有することゝ爲つてゐるのは軌道と異なる點である。又免許を受けた者が會社の發起人なるときは會社成立の後にあらざれば工事設計認可を申請することが出来ない(第二條)。従て工事施行認可申請期限内に會社が成立せなければならぬ。

工事設計の認可申請書には(1)運河實測圖(平面圖、縱斷面圖及横斷面圖の三種とし(一)平面圖は縮尺は三千分の一以上とし運河の中心線、曲線の半徑及交角、運河用地の境界、水路、閘門、水門、隧道、道路、曳船道、堤防、物揚場、繫船場、船溜、待避場、上屋、倉庫、工場、倉宅、駐在所、通信所、信號所等及之に要する土地の區劃、用地以外左右各百間以内の地勢、附近の市街、村落、鐵道、軌道、道路、水流、水面、社寺、公園、名勝、舊蹟等及其の名稱、運河開設に伴ひ鐵道、軌道、道路、水流、水面等を變換する爲施工すべき工作物、府縣市區町村の境界及方位を記載し、運河中心線の距離は一町毎に記入することを要す(二)縱斷面圖は縮尺は距離を平面圖と同一にし高を二百分の一以上とし地盤、運河底敷及兩岸堤防の高位、諸水位並平面圖に示した各種工作物の位置を記載し距離は一町毎に記載することを要す(三)横斷面圖は縮尺は二百分の一以上とし一町毎に調製し、水路幅員の異なる箇所には其の斷面を表すことを要す(施第七條)(2)構造圖(構造圖は二種とし、護岸、閘門、水門、隧道、曳船道、堤防、物揚場、乘降場、繫船場、船溜、待避場、通信所、信號所等の構造圖と、運河開設に伴ひ鐵道、軌道、道路、水流、水面等を變換する爲施設すべき橋梁、伏越其他の工作

物の構造圖とに運河と新舊工作物との關係を明に) (3) 工事説明書(水路測定の理由、運したる平面圖及斷面圖を添附すること(施第八條)) (4) 土坪計算書(一町毎に横斷面を取り其の番號、距離、平積、立積を記載し土質を區別して切取、盛土の數量を示すことを要す(施第十條)) (5) 開設費豫算書(開設費概算書式にて各其の數量、金額及内譯を示し閘門、水門、隧道等構造の複雑なる工作物に就ては設計書を添附すべし(施第十一條)) (施第六條)。工事設計の認可を得たときは其の日より六箇月内に工事に著手し指定の期限内に之を竣功することを要する。若し正當の事由に因り期限内に著手又は竣功すること能はざるときは期限の伸長を申請することが出来る(施第十條)。工事に著手し又は竣功したるときは遲滞なく地方長官に届出づることを要し、工事竣功届後一箇月内に開設費精算書を地方長官に提出することを要する(施第十條)。

第三節 運河の經營

第一目 運河經營權

運河法が運河の經營に付免許主義即ち特許制度を採用したのは、運河の如き一般交通の用に供する施設は國家に於てのみ始めて經營することが出来得る事業とした結果である。故に國家から之が經營を授權された者でなければ運河を經營することが出来ない。此の運河經營權附與の行爲が免許であつて其の免許は國家の一方的行爲に於て行はれ公法上の契約でないことや、國家と運河經營者間に於ける公法上の法律關係であることは軌道の特許に付いて述べた所と同一である。其の免許の効果は運河經營者が國家に對して運河を經營する義務を負ふと共に之を經營する權利を取得することに在る。運河經營者は運河を經營する義務を有するや否に關しては鐵道若は軌道の如く明文がないから疑の存する所であるが、施行規則第十六條が、地方長官の許可を受くるに非ざれば全部又は一部の通航を停止することを得ざる旨を規定したことから觀れば、運河經營の義務あるものと言はねばならぬ。従て其の權利は運河經營の義務を隨伴するものであるから自由に讓渡處分するを許さない。又效力消滅後と雖一年間は運河を構成した土地物件の讓

渡に付内務大臣の許可を受くることを要する^(第十條)。若し其の許可を受けずして讓渡したときは其の讓渡は無効の行爲と爲る。此の如く讓渡に付許可主義を採用したに拘らず、其の事業を廢止する場合に運河經營者の自由に任せたるは蓋し立法上の缺點と言はねばならぬ。

運河經營權は公法上の權利であるが、此の權利に基き運河經營者が一般公衆をして運河を使用せしめ通航料其の他の使用料を徵收する行爲は固より私法上の行爲である。併しながら夫れが私法上の行爲であることに立脚し、運河經營者が自由に運河の使用料及其の使用方法を定めたときは遂に運河の效用を阻却することと爲るから、通航料其の他運河使用に關する規程を定め、地方長官の認可を受けしむ^(第七條)。故に其の使用規程は運河經營者をして自由に定めしむるのであるが、此の規程には鐵道營業法に規定するが如き運河經營者をして舟筏の通航を拒絶することを得ざらしむる規定を設くるのでなければ地方長官は右規程を認可すべからざるものと言はねばならぬ。

運河經營權には通航料其の他運河使用に對する料金の徵收權を包含する。運河法制定前に在つては所謂元資銷却主義の下に運河の經營を許したに過ぎなかつたから通航料其の他の料金の徵收額は元資銷却の範圍に制限されたが、運河法は其の經營に營利の觀念を排斥しないから、通航料其の他の料金の定め方は原則として運河經營者の自由であるが此の通航料其の他の料金も亦軌道の運賃に付説明したと同一の原理に依つて妥當なるものなることを要する。

運河の施設經營に關しては國家の干涉を受け、運河工事が竣功したときは遲滞なく地方長官に届出づることを要し^(第十條)、工事が設計又は免許許可若は認可の條件に違反するときは地方長官は其の改築除却若は停止を命ずることが出来る^(第五條)。工事の全部又は一部が竣功して運送を開始せむとする時も亦地方長官の許可を受くることを要する^(第六條)。運河經營者は運河を經營する權利を有すると同時に義務を負担し運送を開始した後に於ては自由に一般船舶の通航を停止する

ことが出来ない。若し正當の事由があつて其の全部又は一部の通航を停止するときは地方長官の許可を受くることを必要とする^(第十條)。一旦認可した運河使用に關する規程と雖地方長官に於て公益上必要ありと認めたる時は其の規定の變更を命ずることも出来る^(第七條)。

運河經營の免許は運河經營者をして運河を經營するの特權を附與するのであるが、其の經營特權は所謂經營の獨占權を與ふるものではない。國、公共團體又は行政廳の許可を受けた者に於て運河に接続若は接近し又は之を横斷して河川、溝渠、道路、橋梁、鐵道、軌道、其の他公共の用に供するものを造設するも、運河經營者は運河の效用に妨げなき限り之を拒むことを得ざるのみならず、此の場合に於て内務大臣又は地方長官公益上必要と認めたる時は、運河經營者に對して接続横斷の場所に於ける設備を共用に供し又は其の變更を命ずることも出来るのである^(第三條)。前段の場合に於て運河の效用に妨げありや否やに付争あるときは地方長官之を決定する。又設備の共用若は變更に要する費用の負擔は當事者の協議に依らしむるも、其の協議調はざる時は申請に基き地方長官之を決定するのである^(第四條)。此の決定の申請書には(1)當事者の表示(2)申請の目的及理由(3)協議の顛末を記載し正副二通を作製し地方長官に提出する^(第十條)。地方長官は其の副本を申請者の相手方に送付し一定の期限内に答辯書を提出せしむるのであるが、指定の期限内に答辯書を提出せざるとき又は副本の交付を爲すこと能はざる時は地方長官は申請書のみによりて決定する^(第十條)。此の決定には理由を附した文書を以て當事者雙方に送付し^(第二條)、此の地方長官の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る^(第四條)。

第二目 運河經營の保護

運河の效用に鑑み國家は其の事業を助成するが爲に各種の保護政策を採る。第一は此の事業に要する土地の取得に就ては、土地收用法の規定に依り收用又は使

用することを許したことである(土地收用法第二條)。併しながら運河經營者の利益を増大せしむるのは、其の運河の沿岸に於ける土地を取得し之を利用するを常態とするが故に、運河經營に要する土地は直接運河經營に必要なものと然らざるものとを生ずる譯であるが、運河經營者が運河經營より生ずる利益を増大せむとして取得せむとする土地の如きは、直接運河の經營に必要なものでない。従て土地收用法を適用し得べき用地を制限し、(1)水路用地及運河に屬する道路、橋梁、堤防、護岸物揚場、繫船場の築設に要する土地、(2)運河用通信信號に要する土地、(3)其他運河に沿ひたる上屋、倉庫等の建設に要する土地、(4)運河に沿ひ運河に要する船舶、器具、機械を修理製作する工場の建設に要する土地、(5)職務上常住を要する運河従事員の舍宅及従事員の駐在所等にして運河に沿ひ建設するに要する土地を以て運河用地とした(第十條)。従て此の土地の取得に限り土地收用法の適用を受くるのである。

第二は株金拂込額の低下を認めたことである。即ち運河經營者が株式會社又は株式合資會社なるときは固より商法の規定する所に従ひ、其の第一回拂込金額は株金の四分之一を下ることが出来ないのであるが、運河會社の成立を容易ならしむる爲に商法の規定に對し例外を設け第一回拂込金は株金の十分一迄低下することが出来るのである(第十條)。第三は起業資金の融通を圖るが爲に運河財團を認め之に抵當權の設定を許したことである。即ち債權の擔保として(1)水路其他の運河用地及其の上に存する工作物並之に屬する器具機械、(2)工場、上屋、倉庫、事務所、舍宅及其の敷地並之に屬する器具機械、(3)運河用通信、信號に要する工作物及其の敷地並之に屬する器具機械、(4)以上の工作物を所有し又は使用する爲他人の不動産の上に存する地上權、登記したる賃借權及(1)乃至(3)に掲ぐる土地の爲に存する地役權、(5)運河に要する船舶並之に屬する器具機械、(6)運河の維持修繕に要する材料及器具機械を以て運河財團を構成し、抵當權を設定し得る途を設けた(第十條)。之が爲に明治四十二年法律第二十八號軌道の抵當に關する法

律を準用する(第十條)。併しながら軌道の如く法律に依るに非ざれば抵當權の設定を爲すことを得ないのではなく、個々の不動産として抵當權を設定し得べきは勿論である。唯だ、運河及其の附屬物件を擔保に供するときは内務大臣の許可を受ければ足るのである(第十條)。抵當權の性質、登録及抵當權の實行に付いては軌道の抵當に付述べたる所と同一である。

第四は、租税の免除である。即ち運河は一般船舶航行の用に供する公共的施設であるから、之が用地に付いては地租を免除し(地租法第二條)、府縣市町村其他の公共團體も亦此の土地に對しては租税其他の公課を課することを得ざらしめたのである(地租法第八十九條)。

第四節 運河の買収

運河事業の效用と其の性質よりするときは是等事業は國家又は公共團體に於て經營するのを理想とするのであるから、假令之を私人に經營せしむる場合に在つても國又は公共團體に於て必要と認めるときは運河及附屬物件を買収することを認めなければならぬ。故に運河の免許の効力が消滅した場合と、免許年限満了前に於ける買収の制度を認めた(第十五條、第十六條)。此の買収權は軌道に付説明したと同じく名は買収と言ふも實は強制徵收と解すべきものであるから運河經營者の買収に關する承諾を必要としない。併しながら其の買収價格に付いては雙方の協議に依らしめ運河の免許の効力消滅した後に於ける買収價格と、免許年限中に於て買収する價格と相異ならしむ。前者の場合に在つては運河開設に要した費用を補償することを要し、若し開設當時に比し價額を減損したものであるときは開設に要した費用から之を控除して計算するのであるが、其の費用の範圍及金額に付協議調はざるときは地方長官之を決定し、其の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る(第十條)。後者の場合に於ける買収價格の計算に付いては其の依るべき標準を示さないが理論上よりして通常時價に依るべきは當然である。若し其の買

收價格に付協議調はざるときは鑑定人の意見を徴し地方長官之を決定する。其の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る<sup>(第十
六條)</sup>。是等地方長官の決定の申請書には、(1) 当事者の表示、(2) 申請の目的及理由、(3) 協議の顛末を記載し正副二通を作成し提出することを要する<sup>(施第十
八條)</sup>。

尙免許を取消され又は工事竣功前免許の效力消滅したる場合に於て、同一路線に當り運河の開設を免許せられたる者は、運河及附屬物件を買収することを得べく、買收價格に付協議調はざるときは鑑定人の意見を徴し地方長官之を決定し、其の決定に不服ある者は内務大臣に訴願することが出来る、尤も此の買收に關する規定は運河財團に屬するものには之を適用しないのである<sup>(第十
九條)</sup>。地方長官に對する決定の申請方法は右に述べたる例に依るのである<sup>(施第十
八條)</sup>。

第五節 運河行政の監督

運河の經營に對しては國家は特別の保護を與へて其の事業の助成を圖り、一面又運河が公衆の利用物なることよりして、經營者の自由措置を許さず、種々の手段に依つて其の事業を監督するのである。即ち免許を受けた者は毎營業年度後一箇月以内に事業報告書を地方長官に提出することを要し<sup>(施第十
七條)</sup>、尙(1) 免許申請者又は免許を受けた者其の氏名若は住居を變更し又は死亡したとき、(2) 會社成立し又は解散したとき、(3) 定款又は組合契約を變更したとき、(4) 運河の名稱及主たる事務所設置地又は事業資金の總額及財源を變更したとき、(5) 事業を廢止したときは遅滞なく内務大臣に届出づることを要し<sup>(施第二
十一條)</sup>、内務大臣又は地方長官は運河經營者から事業の報告を徴し又は其の狀況を檢査し<sup>(第八
條)</sup>、運河經營者に對し運河及附屬物件の維持修繕を命じ其の他公益上必要な處分を爲すことが出来る<sup>(第九
條)</sup>。若し運河經營者が法令又は法令に基きて爲す處分に違反し、若は免許許可又は認可の條件に違反したときは免許を取消し<sup>(第十
七條)</sup>、又工事竣功前免許の效力消滅した場合に於ては地方長官は免許を受けた者に對し原狀回復其の他必要

なる措置を命ずることが出来るのである<sup>(第十
八條)</sup>。

運河に關しては第一次に地方長官第二次に内務大臣の監督する所であつて、運河法の規定に依り内務大臣に提出する書類は總て副本を作製し運河開設地の地方長官を経由することを要する<sup>(施第二
十二條)</sup>。